



事務連絡
平成23年10月25日

(社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について

公共工事の入札及び契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成23年8月25日総行行第126号、国土入企第14号。)においてその徹底をお願いしたところであり、「緊急に措置に努めるべき事項」として「地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること」を挙げたところです。

今般、都道府県及び政令指定都市に対し、建設企業の実際に要する経費を適切に積算に盛り込む措置を講じるよう別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

国土入企第21号
平成23年10月25日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について

公共工事の入札及び契約の適正化については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の規定に基づき「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日総行行第126号、国土入企第14号。以下「要請」という。）においてその徹底をお願いしたところであり、「緊急に措置に努めるべき事項」として「地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること」を挙げたところです。

一部発注者においては、下記1に掲げるような実態が見受けられるため、建設企業の実際に要する経費を適切に積算に盛り込む措置を講じて頂くようお願いします。一方で、一部都道府県においては下記2に掲げるような除雪事業等における入札及び契約上の工夫を行っている取組例があるので、別紙の通り、参考送付します。

都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨の周知徹底をお願いします。

記

1. 改善すべき事項

- ① 監督職員による指示があるにも関わらず待機費用が支払われていない。
- ② 機械の保有に伴い必要となる固定的経費（管理費等）が稼働実態に合わせて補正されていない。
- ③ 待機時の労務実態に合わせて適正な労務費が設定されていない。

2. 工夫を行っている取組例

- ① 稼働時間が積算上設定した基準時間未満であった場合には、基準時間を基にした費用を保証する。
- ② 除雪機械に係る必要な固定的経費（管理費等）については、稼働の量に関わらず必要なものであり、稼働時間が積算上設定した基準時間未満であっても基準時間を基にした費用を保証する。
- ③ 稼働が一定期間ない場合にも機械の整備点検などの費用を保証する。